

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調査係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 22 年 9 月 22 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 3 3 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高橋委員長、井川副委員長、秋元・成田（祐）・佐藤・山口・古沢各委員		
説明員	建設部長、水道局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

委員会に先立ちまして、先日、亡くなりました平川課長に 1 分間の黙とうを行いたいと思います。皆様、御起立ください。

(黙とう)

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、古沢委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「一般国道 5 号忍路防災事業の進捗状況等について」

○（建設）片山主幹

一般国道 5 号忍路防災事業につきましては、本年第 2 回定例会の本委員会で進捗状況等を説明しておりますので、その後の進行等について報告いたします。

本事業は、昨年度から新しい国道、新しい市道ルートについて地元町会と打合せを重ね、北海道開発局が新ルート案を作成し、本年 6 月から 7 月にかけて、忍路町会、忍路土場町会、桃内町会、蘭島町会の 4 町会の住民に対して説明会を開催しております。

配付資料を御参照ください。

新国道ルートは、図の左側、忍路 1 丁目を起点としまして、図の右側、桃内 1 丁目までの延長約 2.6 キロメートルで、そのうちトンネル区間は約 1.7 キロメートルと聞いております。

昨年度、開発局が提示した当初ルート案は、配付資料に点線で表示されているルートであります。地元の町会から御意見をいただき、忍路市街から路線バスを利用する際に距離が遠くなるのが課題となりました。開発局は、今年度、引き続き最適な国道ルートを選定するため、現地での詳細な調査、検討を行い、新国道をできるだけ忍路市街に近づけたルート案、図の太い実線で示しておりますルート案を提示し、地元住民の理解を得ることができました。

配付資料の 2 枚目を御参照ください。

忍路地区の拡大図になります。

新国道に取り付け新しい市道ルートにつきましても、住民説明を行い、忍路市街からは、図の上にあります正念寺前の交差点から一部現道を海側に拡幅し、忍路トンネル上部を通過する新しいルートについて、地元住民の御理解を得たところです。

課題となったバス停までの距離についてですが、黄色に着色しております道路が現道です。図の上に記載しております正念寺前の交差点を起点としまして、現在のバス停までの距離は約 500 メートルでございますけれども、青色で着色している、昨年度に提示いたしました当初の市道ルート案では、地形上の理由から新国道に市道が取り付く位置が忍路小学校側の位置となるため、バス停までの距離が約 1 キロメートルとなり、地元住民からは、高齢者が多く、バス停までの距離が遠くなると路線バスの利用が困難だという意見が多数ありました。

現地での詳細な調査、検討に基づき、新国道ルートを忍路市街に近づけたことにより、ピンク色で着色しております新市道ルートでは、新バス停までの距離が約 650 メートルとなり、150 メートルほど、現在のバス停より遠くなりますが、地元住民の御理解を得たところでありまして、

配付資料の 1 枚目に戻りまして、下から 2 段目です。本年 8 月に新ルート上の土地所有者等を対象といたしまして、事業概要や用地補償に係るスケジュールについて事業説明会を開催しております。

今後、新国道、新市道の詳細について、引き続き北海道開発局小樽開発建設部と協議を進めてまいります。

小樽開発建設部からは、用地難航が想定されることから、用地交渉等にかかわる期間が不確定ですけれども、工事に着工したら、順調に進んで 6 年から 7 年で完成する予定と聞いております。

○委員長

「平成22年度貸出しダンプ制度の見直しについて」

○（建設）庶務課長

平成22年度の貸出しダンプ制度の見直しについて報告いたします。

貸出しダンプ制度につきましては、冬の市民生活を支える制度として、毎年、多くの町会等に利用されておりますが、近年、町会等に対する排雪費用を無料にしてこの制度を利用する業者が見受けられることや、市の排雪第1種路線において貸出しダンプ制度の利用が見られるなど、本制度の本来の趣旨と異なる利用状況が見られるところ、本年の第1回定例会におきまして、種々の御指摘をいただいたところでございます。

これを受けまして、建設部といたしましては、利用者アンケートを本年5月に行い、利用実態の把握に努めるとともに、制度利用についての見直し作業を進めてまいりました。

今般、見直し内容について一定の整理を行いましたので、その内容について報告させていただきます。

お手元の資料をごらんください。

見直し内容は、大きく3点にわたっております。

一つ目は、町会等に対して、排雪作業やダンプへの積込み作業について、適正な経費負担を求めることを制度利用の要件とするものでございます。具体的には、町会等に経費負担がない場合は本制度の利用はできないこととするほか、ダンプ受注防止の観点から、市として1時間当たり3,000円以上とする経費負担基準額を設定いたしまして、町会等の経費負担額が市の設定する基準額より低額な場合につきましても、原則的に本制度の利用を認めないことといたしました。このため、制度利用申請に当たっては、添付書類として契約書や見積書の写しを提出していただくとともに、作業終了後には領収証の写しを提出していただくことといたします。

二つ目は、市の排雪路線における貸出しダンプ制度の利用についてでございますが、排雪第1種路線やバス路線は重要な幹線道路であり、車両や人通りが多く、また、路線全体を一体的に路面管理する必要があることなどから、貸出しダンプ制度利用の対象外ということで位置づけることといたしました。

三つ目は、貸出しダンプ制度を利用した排雪積込み作業の適正な実施の確保といった観点から、幾つかの対応を行うことといたしました。一つは、現場パトロールの強化ということで、これまで週2回実施しておりましたが、今年度は週4回程度にパトロール回数を増加し、排雪作業箇所の確認やダンプへの積載量のチェックなどを行ってまいりたいと考えております。また、ダンプに積込みを行う業者については、従来から市に登録いただき、市より町会等に紹介をしておりますが、この登録要件として小樽市税に滞納のないことを付加し、市のあっせん業者としての適格性を高めることといたしました。さらに、市内の四つのダンプトラック組合に対する要請ということで、一つは、積込み作業の適正な実施の確保の観点から、市と連携して自主パトロールを実施するよう要請しているところでございます。また、積込み業者と同じ業者のダンプが派遣されることについて、排雪作業の無償化や積載量不足の問題につながっているのではとの指摘もあることから、一つの作業箇所に派遣するダンプについては積込み業者が所有するダンプを半数以下に制限するよう要請を行っているところでございます。現在、ダンプトラック組合内部で協議をいただいていると聞いておりますが、本制度実施に係る関係団体でございますので、制度の適正な運用の観点から、今後とも協力を求めてまいりたいと考えております。

本年度における見直し内容につきましては以上でございますが、アンケート調査ではこの制度を継続してもらいたいとの声も多くありましたので、制度継続を念頭に今年度の利用状況を見定め、必要がある場合には、次年度に向けてさらに見直しを行うことも視野に入れて、今年の冬の貸出しダンプ制度を実施してまいりたいと考えております。

○委員長

「平成22年度除雪計画について」

○（建設）雪対策課長

平成22年度の除雪計画について説明いたします。

1点目は、22年度の地域総合除雪であります。まず、体制につきましては、昨年度と同様、6地域体制で除雪業務を実施したいと考えております。次に、車道除雪延長につきましては、第1種路線、第2種路線、第3種路線を合わせ513キロメートル、歩道除雪につきましては110キロメートルとなっております。また、排雪延長につきましては、第1種路線、第2種路線、第3種路線を合わせ228キロメートルとなっております。

2点目の路面对策につきましては、スリップ防止剤散布延長として56キロメートル、砂箱設置箇所として625か所、また、ロードヒーティングの設置箇所数につきましては231か所となっております。

3点目は、19年度より取り組んできた除雪弱者への置き雪対策についてであります。19年度から21年度までの3か年において試行しております。試行の実績につきましては、19年度は76世帯、20年度は28世帯、21年度は52世帯でございました。22年度につきましては、福祉部と連携を図り、21年度の福祉除雪登録世帯を基本に22年度の新規登録世帯も加え、市道の第1種及び第2種除雪路線に面している世帯に対して実施したいと考えております。対象世帯としましては約130世帯で、そのうち市内中心部の約70世帯を人力作業で、銭函地区などの約60世帯を機械作業で考えております。また、昨年度までは地域総合除雪の中でJ Vが作業を行っていましたが、機械を十分確保できないなどの問題もありましたので、今年度は地域総合除雪以外の別途業者が人力作業又は機械作業によって実施したいと考えております。費用対効果の検証につきましては、実際に試行を行い、人員や機械が適正に確保されているかなどについて検証したいと考えております。

4点目ですが、除雪委託業務における最低保障制度の導入でございます。除排雪業者の経営の安定と円滑な除排雪業務の提供を目的に、22年度から、すべての除雪業務について、除雪作業の有無にかかわらず機械損料、人件費など必要な固定経費として当初契約額の60パーセントを、また、地域総合除雪業務についてはこの60パーセントにステーション管理経費、約10パーセントに相当しますが、これを加えて約70パーセントを最低保障する旨、契約書に明記したいと考えております。

○委員長

「平成21年度石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業決算の概要について」

○（水道）総務課長

本年8月30日開催の石狩西部広域水道企業団第2回定例会において、平成21年度同企業団の水道用水供給事業会計決算が認定されましたので、配付した資料に基づき決算の概要を説明いたします。

平成21年度は、創設事業の18年次目として、当別ダム建設費の負担並びに導・送水管合わせて2,098.2メートルの布設を行ったほか、浄水場管理本館新築工事が竣工し、第1期浄水処理施設新設工事及び当別送水施設新設工事等に着手しました。

予算の執行と建設改良事業の概況については次のとおりです。

最初に、「予算の執行」、資本的収入及び支出ですが、収入は予算額68億792万7,000円に対し、決算額が62億896万9,133円で、予算額に比べ5億9,895万7,867円減収し、執行率は91.2パーセントとなりました。収入の減は、支出において建設改良費が減になったことに伴い、その財源である企業債、補助金などの収入が減となったためであります。

参考までに、小樽市が構成団体として企業団に負担した額約7,322万円が収入に含まれています。

一方、支出は、予算額69億6,117万2,470円に対し、決算額は60億9,085万793円で、執行率は87.5パーセントとなり、未執行額のうち8億4,599万8,729円を継続費として翌年度に繰り越したため、不用額は2,432万2,948円となり

ました。

支出の減は、主に建設改良費において、工事の入札差金が生じたことや、ダム負担金が減となったためでありませ

す。次に、「建設改良事業の概況」ですが、建設改良費の総額、決算額は58億4,491万5,232円で、主な内訳としては、創設事業費、これは施設の整備費ですが、27億9,614万7,865円、ダム負担金、これはダム本体を建設している北海道に対し企業団が負担するものですが、27億8,943万8,000円となっています。

なお、主な施設の整備状況は次のとおりです。

最初に、浄水施設ですが、浄水場管理本館については20、21年度の2か年で新築工事を行い、本年度に竣工しました。また、浄水処理施設第1期分については、21年度に新設工事に着手しており、24年度に竣工する予定となっています。

次に、導水、送水施設ですが、導水管は、計画延長1,070メートルに対し、21年度末の延長は前年度より352.2メートル増加の588.7メートルで、進捗率は55.0パーセントとなりました。送水管は、計画延長5万3,600メートルに対し、21年度末の延長は前年度より1,746メートル増加の4万630.8メートルで、進捗率は75.8パーセントとなりました。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、成田祐樹委員の順といたします。

共産党。

○古沢委員

◎除雪委託業務における最低保障制度について

最初に、置き雪対策をと考えていたのですが、その前にちょっと確認させてください。

除雪計画にかかわりますが、報告の最後に最低保障制度の導入という項があります。約70パーセントを最低保障するというふうに御報告がありましたが、ついせんだって、8月27日に副議長を座長として、小樽市議会と小樽建設事業協会等との議会報告・意見交換会が開かれました。この際に、建設事業協会の宮本理事から、その最低保障制度について、80から90パーセントぐらいをお願いしたい、少なくとも80パーセントぐらいは最低保障していただければと、こういうふうに提案があって、そして、最低保障制度については各党派とも積極的に、前向きに導入に賛成の意見を述べております。

70パーセントが、80パーセントが、90パーセントがという数字で議論展開したわけではありませんが、業界側からの要望は、実はこういう話だったわけです。報告の事前に最低保障制度はどうなるのかという話を聞いたところ、70パーセントですという話を聞いておりました、その際に、この点で言えば、業界側とはいわば話し合い済み、了解済みですということで、おおむねそう聞いていたのですが、ふと気になって、懇談会の会議録をちょっと読み直してみたら、実は、少なくとも10パーセントの開きがあるわけです。これには何か理由がありますか。

○（建設）雪対策課長

昨年も、今年の春も幾度か、我々も平成21年度のJVの代表者と反省会なり意見交換会を行ってきました。最低保障の検討に当たり、当然、話を聞いてきたわけですがけれども、他都市の事例も調べてきました。調べましたところ、大体60パーセントだとか、我々が今導入しようとしている固定経費60パーセント、ステーション管理費100パーセント、100パーセントといっても、総体にするとステーション管理費は10パーセント相当になるのですけれども、その合計の70パーセントが、今、最低保障を導入している都市での状況でございます。

JVの代表者とも話し合いましたけれども、それは多ければ多いほどいいということですが、最終的には70パー

セントは妥当なところではないですかというところで話しは終わっております。

○古沢委員

◎置き雪対策について

それでは、置き雪対策について伺います。

報告をいただきましたけれども、今回は試行の方法を変えるそうです。130世帯を人力と機械でやるそうですが、人力と機械でやった場合、1軒当たりで見た場合に費用比較はどういうふうになりますか。

○（建設）雪対策課長

1軒当たりでは出してこなかったのですけれども、人力作業としましては、2人1組で6組、12人での作業を考えております。人力作業の予算としましては、約170万円で、約70世帯を考えております。

機械作業につきましては、タイヤドーザ2台の作業で約130万円、約60世帯を考えております。合計で約300万円を見込んでおります。

○古沢委員

そうすると、極めてアバウトですけれども、それほど差は生じないというふうに考えていいかと思えます。

もう一つは、人力作業及び機械作業ですが、この発注方式はどのように考えておられるのか。例えば随意契約であればどういったところを発注先として予想されているのか、わかる範囲でお答えください。

○（建設）雪対策課長

発注方法及び発注先についての御質問でございますが、発注方法につきましては、入札を考えております。また、人力作業の発注先につきましては、労働団体3組合を考えております。機械作業につきましては、JVに参加していない、参加できなかった除雪登録業者の中から選定して入札をしたいと考えております。

○古沢委員

言ってみれば、指名競争入札で行うということなのですね。

そもそも全市的に置き雪対策をやっているという大きな目的に向かっての試行だったはずですから、3年間やって、今度は4年目です。この4年目は試行方法を変えてやるわけですが、この試行をした後、来年度以降、全市的にやるとしたらという方向性を示すことができるような試行だと考えておられますか。

○（建設）雪対策課長

方向性につきましては、今年度から福祉部とも連携を図ることができましたので、あとは潜在的対象世帯がどのくらいあるかを調査なり研究していくことによって、全市的に可能になるかと考えております。

○古沢委員

福祉除雪の登録世帯、新規も含めてですが、高齢者世帯の占める割合はどの程度かとか、いろいろ検討、研究しなければいけないが出てくると思うのですが、それらも含めて、本格実施に向けたタイムスケジュールを来年度には示すことができるのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

ただいまも説明しましたとおり、今年度から福祉部と連携を図り試行していきますので、適正な人員、機械の配置・確保、置き雪処理後の堆積場所の確保、対象世帯を拡大した場合の人員、機械体制の検証をしっかりと行って、今後、判断していきたいと考えております。

○古沢委員

◎陳情 1173 号「最上 1 丁目 24 番地先法定外公共物（道路）における舗装整備及び横断側溝設置方について」

陳情1173号について、何点か伺います。

現地調査も午前中に済みました。

陳情者及び地先住民も参加しての現地調査だったわけですが、まず、もともとこの道路はどういう道路だ

ったのか。さらに、陳情者も述べておりましたけれども、道路片側に側溝が整備されていますが、実態的には役に立っていません。その改善がされるのかどうか。現在は既に道路の改修といたしますか、道路下部に横断側溝が設置されましたから、極めて素早い対応をとられているなどというふうに感心もいたしましたけれども、現状の道路改善方法で心配はないのかどうか。陳情は、少なくとも簡易舗装、舗装道路を望んでおるわけですけれども、そういったことと関連して、問題はないのかどうか。さらには、道路片側にしか側溝が設置されておりません。実際には、於古発川に向かって上部路面を走る水が流れ落ちてくる、側溝のないほうに水が流れ落ちたというのが8月の水被害だったそうです。ですから、道路の反対側にその路面を走る水をとめるもの、あるいは、側溝の設置といったことが検討できないのかどうか。以上のことにお答えください。

○（建設）建設事業課長

陳情第1173号についてでございますけれども、この件につきましては、もともと財務局が所管しておりまして、その後、小樽市に移管されたところでございます。現状、地元住民が碎石を敷いて道路にしたり、また、暗渠を含めて於古発川までつながる排水路をつくったものでございます。現状、排水施設が機能をなしていないといった話もありましたけれども、この件につきましては、底地が小樽市になっておりまして、今後の維持・管理等も含めて、側溝の清掃につきましては、再度、地元と協議して、作業をしていきたいと考えております。

また、川側に側溝がないということで、それらの側溝の整備又は溢水対策でございますけれども、法定外道路という道路でございまして、現状維持を基本として、私どもも維持しておりますけれども、先般の2回の大雨で碎石が流れて、車庫の前に流れた状況の中で、3度目があるかどうかわかりませんが、緊急的に横断側溝、再生路盤材舗装をした状況でございます。

その中で、さらに溢水が、陳情者の上の家でございますけれども、そこら辺についての対策でございますけれども、水が入り込まないようにアスカーブ、縁石等の対策について検討をしていきたいと考えております。

○古沢委員

道路改良は、簡易舗装でも何でもありませんね。砂利を入れて整備したわけでもないし、整備方法は何と申すのか。

○（建設）建設事業課長

再生路盤材というか、再生アスファルトを砕いたものを使いまして、流れ止めと称して、今回、路盤材を置き、乳剤をまき、その上に砂をまいて、当面の対策として流れ防止をしたということでありまして、整備方法の名称といったものはついておりません。

○古沢委員

要望ですが、陳情箇所は道道に接道しております。道道から流れ落ちる水が、通常は道路構造上からいっただけいそうですが、実際には8月みたいに集中豪雨的な状況の中で生じたわけですから、その道道の取付け部分に、例えば横断側溝的な、いわば水が下に流れ落ちる最初のところでまず一定程度処理できるような、そういうものの設置を北海道との間で協議しているという話は聞きました。引き続き、これは強めていただきたいというふうに要望しておきたいと思っております。

◎市営住宅の入居要領について

平成22年度の市長への手紙で、市営住宅の入居要領について、「塩谷地域の住宅について、2か月ごとではなく随時に受け付けることなどが可能かどうか、検討していきたい」というふうに回答しております。

一つは、塩谷地域の住宅に限定して考えているものなのかどうか、ほかに広げることは可能かどうか。それから、随時受け付けるということは、言ってみれば、この地域は早い者勝ち方式と、簡単に言えばそういうことになると思うのですが、それらも含めて結論はいつぐらいまでに出されるのか。あわせて、塩谷地域でこういう要請、要望にこたえていこうとする際に、例えば、現状で言えば、今は偶数月に募集を受け付けているのを、毎月募集を受け

るというふうに改善していくとか、市民の要望にこたえていくために、そういう方向性を打ち出していくというようなこともあわせて検討することができないのかどうか、伺っておきたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

市長への手紙に関しまして、市営住宅の入居に関して 4 点ほど御質問がありました。

前段に、この市長への手紙の内容と概要ですけれども、市民の方から市営住宅の申込みの問い合わせをしたときに、その月の募集はもう終わってしまっていて、次回は 1 か月か 2 か月先になったので、民間の住宅に入らざるを得ず、できればすぐに入るような方法はないかということ。また、続けて入りたい方がたくさんいるなら話は別ですが、市営塩谷住宅があいているようなので、いつでも入れるようにはできないでしょうかというような問い合わせがございました。それに関しまして、今、委員のほうから御質問があったように、塩谷地域について、可能かどうかを検討していきたいということで答えたとところでございます。

まず、1 点目の塩谷地域に限定しているのかということでございますけれども、基本的には、ここ一、二年、どちらかといいますと、その月にもよるのですが、塩谷住宅は公募した数よりも応募の方が少なく、例えば 5 戸を応募に出して 3 名の方しかいらっしゃらなくて、無抽せんで決まって、残った 2 部屋は次回に繰り越すようなことがありまして、平成 21 年度の実績で言いますと、偶数月で 6 回あったのですけれども、型別によっては倍率が発生している部屋もあるのですが、いずれの月も次回に繰り越したものがあったことから、塩谷に限定ということでは。

他の地域の住宅は、差はありますけれども、どちらかという倍率が高いものですから、市営住宅を希望されている待機者の方には一斉に、お知らせをして応募していただくということで、入居機会の公平性を確保できるかなということで進めているものですから、今のところは、ある地域に限定ということで検討を始めているところでございます。

それから、早い者勝ちの方式なのかということですが、今、市のほうも、実際、随時の場合でも、どういう形で申込みを受け付けるかというのを検証しているところではございますけれども、お知らせの方法が、ホームページのようなものの方がいいのか、それとも、市営住宅管理事務所のほうに掲示したほうがいいのか、また、申込方法も、来て、その中から選んで順番に受け付けるのかも含めて、これにつきましては、基本的にはあいているものに対して希望者が選ぶ形になろうかと思いますが、具体的に募集の仕方等を研究しているところでございます。

3 点目は、どれくらいまでに結論が出されるのかということではございますけれども、基本的には、市のほうで市長の附属機関で住宅行政審議会というものがございますので、今、私どももその事務手続、また、地域も含めた素案をまとめましたら、そちらのほうにお諮りして意見をいただく中で、できれば今年度内に一定の要項は詰めたいということで進めております。まだ具体的に日にちは決まっていない状況でございます。

それから、今は 2 か月に 1 回の偶数月の公募を毎月にはできないかということでございますが、これは、やってできないことはないのですけれども、事務上、非常に混乱するような状況があります。2 か月にしている理由としては、例えば、来月、10 月 1 日に広報おたる等でお知らせするのでございますけれども、1 週目の月曜日から金曜日が応募期間で、10 月 4 日から 8 日になります。その後、応募いただいて抽せんが 10 月 14 日木曜日です。抽せん結果が出ましたら、抽せん会に来ない方には郵送などでお知らせします。それを受けて、今度は仮当選した方にかぎをお渡しして、住宅をそれぞれ見ていただいて、いいということになりましたら決まりますし、もし、応募してみただけでも、やはり場所がちょっとということになりますと、補欠者がいるものですから、補欠の方にかぎが行きまして、その方が見に行きます。補欠は 10 名決めてあります。そういうことで、毎月になりますと、その作業が交錯してしまっていて、まだ決まっていないのに公募の月が来てしまうということから、2 か月ということでやらせていただいている状況でございます。

○古沢委員

関連して、申しわけありません。北海道には要望したのですが、道営住宅と市営住宅の募集月が違うのです。これは市民にとっては、言ってみれば不都合なのです。ですから、市営住宅と同じように募集月を最低限合わせてくれというふうに要望をしても、北海道は現行どおりだと言って譲らないのです。市の見解と、道に対してそういう働きかけをしていただける用意があるかどうかだけは聞いておきます。

○（建設）建築住宅課長

市の見解と道への働きかけということでございますけれども、市の見解としましては、入居を希望される市民の方にとってみれば短いスパンのほうがよろしいかと思っておりますけれども、それぞれ事務の流れがございますし、北海道全体の道営住宅の考え方もあるかと思っておりますので、その辺はなかなか市としても要望しづらいところがございます。

それから、後志管内、小樽市内の道営住宅は後志総合振興局が担当していますので、要望といたしますか、そういうことは具体的に可能でしょうかという部分を担当者レベルで確認したところでは、今、委員がおっしゃったように、やはり向こうも指定管理者として北海道住宅管理公社に委託したりして、そういうような仕様の問題等々も含めてなかなか対応が難しいということですから、小樽市として北海道に対して今すぐ要望ということはなかなか難しいかと考えております。

○古沢委員

最低限、そうなればいいなというふうにはかねがね思っていたのです。市民は同じ事務所に行って申し込むわけですからね。そして、受け付ける月が違うというのが、いかにも、いかにもですね。ですから、ぜひそうなってほしいというふうに要望しておきたいと思っております。

◎大雨被害について

次は、さきの大雨被害についてですが、走り回ったものですから、資料としては相当数あったのですが、時間の関係がありますから 1 点だけに絞ります。

最初に、この夏は、ある意味では特別といたしますか、北海道らしくない異常高温、集中豪雨、夜もともに寝られないような状況が続きました。こうした中で、8 月のお盆前の上旬、そして中旬と 2 回にわたって集中的な豪雨が小樽を襲ったわけです。そして、小樽市内で、累計で言えば 500 か所以上のところで被害が発生する。その復旧対策に皆さんは昼夜を問わず当たられた。特に担当所管の皆さんには心から感謝をしたいというふうに思いますし、私どもも現場から携帯電話でとにかく急いでくださいというふうに連絡をとったりして、なお慌ただしい思いをさせたのではないかとこのように思います。

この問題については、まだ対策のさなかで整理がついていないと思っておりますけれども、今回の大雨被害について、中間的な総括、あるいは、特別な感慨といったものがあるのではないかとこのように思うのですが、陣頭指揮をとられた部長、そして、現場に行けば必ずその先頭におられた建設事業課長に特別な思いをお聞かせいただきたいと思っております。

○建設部長

今、古沢委員のほうからありましたけれども、我々もめったに経験をしないうちに 1 時間当たり 37.5 ミリメートルの降水量、史上第 4 位ということで、私も非常に驚きました。対応のほうも、そういったことでは我々担当としても、担当になってから経験がないという中でいろいろな復旧作業であったというふうに思っております。

日常的なパトロール等々もやっているわけですが、大雨にいかに対応するかといったことが非常に重要になってきているというふうに思っています。今、復旧も着実に進めているわけですが、抜本的にという部分については、いろいろな御要望も我々もわかるわけですが、市内各所、非常に広範囲にわたるという中では、なかなかそこまで手をつけられるかどうかということはあると思います。ただ、いろいろ課題になったところは我々も把握しておりますので、どういう方法でやれるのか、そういったこともじっくり研究しながら、ぜひ市民の皆さんの要望

にこたえられるような形で考えていきたいというふうに思っています。

○（建設）建設事業課長

中間の総括でございますけれども、先ほど部長も話しましたけれども、私のほうから一言だけ申し上げます。

今回は、通常の雨より少し多くなった場合に、あふれそうなところを私どもはチェックしていたのですが、今回あふれたところにつきましても、新たな注意箇所というふうに認識しております。今後、似たような豪雨の際、箇所がわかるわけですから、より迅速に対応できるのではないかと考えておきまして、今後の維持・管理をする上では貴重な体験だったと考えております。

○古沢委員

大変御苦勞をかけたというふうに思います。

こうしたさなかだったのですが、実は、オタモイ 3 丁目にある町会の役員から、市役所の関係部署の皆さんと話し合う場をつくっていただけないかと、いわばその仲介を依頼されました。9 月 6 日にその話合いの場は実現したのですが、その際、町会、住民の皆さんから出された要望に限ってだけ、伺っておきたいと思っております。

1 点目ですが、平成 3 年に開発行為されたオタモイ 3 丁目の金沢ニュータウン地区内にある住宅の地下部分が 1 メートル以上浸水して、畑もやっておりましたから肥料なども入れてあったものが全部だめになってしまうという状況がありました。道路を走った水がシャッターを突き破るような勢いで浸水した。この町会の話合いの中でも、あそこはひどすぎる、何とか防止対策がとれないだろうかというようなことがまず 1 点目に出されておりました。

御本人からは、控え目に、今貸与されているといいますか、雨が降ったときに土のうを積んだわけですが、この先、万一のことに備えて、そのまま私どものほうに預けておいてくれないだろうかというようなことを市役所にお問い合わせできませんかという話も出ておりましたけれども、この問題が一つ目です。

二つ目は、この開発行為区域に取り付く既存道路として、国道から市道金沢通線が伸びています。この金沢通線で 8 月の前後する大雨のときに、同一箇所でも相次いで側溝が溢水して、その水が道路反対側の住宅を襲う、床下、床上浸水が発生するという事態が起こりました。今後、こういう被害が発生しないようにどのような対策が必要なのか、安心して暮らしていけるようにその対策を検討していただきたい。

大きく言えばこの 2 点を中心だったかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（建設）建設事業課長

1 点目のオタモイの金沢ニュータウンに通じる道路と、その途中にある住宅のお話でございますけれども、道路より 2 メートルぐらい下がって車庫があって、そこに道路側溝から溢水した水が車庫に流れ込んだという状況でございます。そういう面におきましては、先ほどおっしゃいましたように、土のうにつきましては、現地に置いて、いつでも対応できるような状況にしてあります。これについては、差し上げるという言い方はあれなのですが、常時そこに置いておいていつでも対応できるという形をとりたいと考えています。

最終的に、その溢水対策でございますけれども、物理的に水をとめる方法としてどのようなことができるか、今後対応していきたいと考えています。

また、金沢通線全体の溢水対策についてでございますけれども、私どもは、今回の溢水につきましては、想像を超えた大雨、それによる土砂、ごみなどの流出によって側溝が詰まり、あふれた状況の中、溢水したものと考えてございます。そういう中で、金沢通線の上のほうは砂利道になっておきまして、曲がった道路でございますけれども、この砂利が流れ込んでトラフをふさいだという状況が確認されましたので、その対策として、まず砂利道が流れないような対策をしてございます。これについては、一つの応急対策になったかと思っております。

また、道路を含めた今後の対策でございますけれども、大雨対策につきましては、市内各所であふれた関係上、全部の大雨に対応するなどの対策は非常に難しいと考えております。そういう中で、今後、どのような対策を講じたらいいか、必要な箇所、又は、その対策などを全市的に検討した中で、金沢通線も一路線として考えた中で対応

していきたいと考えております。

○古沢委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

わかったことがあります。実は、この開発行為に取り付く既存道路、金沢通りと叫びたら、もともとはつづら折りで下のオタモイの地蔵につながる細い道ですとつながっていた通りなのですが、その一角を開発したわけですね。その下部分は、いわば既存の従来からあった金沢通りだったわけですねけれども、その開発行為の際に、開発行為の要綱で示している既存道路についても必要があればきちんと整備をしなければいけないというふうになっているのだけれども、実は、開発行為されたエリアについては、そういう水対策が講じられているから、既存道路については、計画上、手がついていないことがわかりました。現状では、道路の路面の問題、さらには240ミリメートルの側溝の問題。240ミリメートルで対応しきれぬのかどうかという問題があります。例えば、300ミリメートルにしたらどうかとか、集水ますをもう少し増やしたらどうかとか、いろいろな意見はあるのですが、そういったことも、先ほど課長が言われたように、地域の方や、町会の皆さんや、現にそこに住んでいる方々が一番詳しく日々の中で承知しているわけですから、協議をしながら進めていっていただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

住宅リフォーム問題について何点か聞こうかと思ひておりましたし、その絶大なる効果について紹介をさせていただこうかと思ひて用意したものがあつたのですが、建設常任委員会の中では、別途、これは我々が自前で勉強会をやろうということで、これから作戦を練る予定でありますから、これは後日ということで、私の質問は終わらせていただきます。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○井川委員

◎貸出しダンプ制度について

まず、貸出しダンプ制度についてですねけれども、ダンプの負担基準額を1時間当たり3,000円とした算定の考え方についてお聞きします。

○（建設）庶務課長

経費負担基準額でございますけれども、先ほどの報告の中でも申し上げましたが、今年度から町会等の積みみ作業の経費負担がなければ制度の利用はできないこととしました。経費負担がないというのは非常にわかりやすいですねけれども、それでは、そのときに500円とか1,000円の経費負担で利用していいのかという議論がございまして、適正な経費を求めるといふことで負担基準額の設定ということになったものでございます。

1時間当たり3,000円以上とした考え方でございますけれども、今年度の見直しに当たりまして、本年5月、昨年度の利用者にアンケート調査を行いました。その中で、積みみ機械の1時間当たりの金額を伺つたわけですねけれども、回答では低いほうから1,500円、3,000円、3,500円、3,750円という結果でございまして、1,500円というのは著しく安いというふうには私も思ひましたので、おおむね3,000円程度がまずは最低ラインとしては認められるのではないかということが1点でございます。

それからまた、この3,000円という金額につきましては、いわゆる公共工事設計における積算において、国土交通省と農林水産省の2省協定の労務単価がございまして、特殊運転車両の運転手の1時間当たり人件費、それと燃料費を加えたものに一般管理経費分として2割を加算した額に相当する額になりますので、いわゆる車両の減価償却分というのは含まれておりませんが、人件費、燃料費、それから会社の一般管理費が含まれるということで、おおむね適正な価格ではないかというところで判断したものでございます。

○井川委員

考え方がよくわかりました。これは、高いとか安いとかということではなくて、いろいろな算定基準があるのではないかという思いで聞きました。

そして、この3,000円については、町会などに周知、御理解を求めるということをどのような方法で行うのですか。

○（建設）庶務課長

今年度の見直しの内容についての周知ということだと思いますけれども、今後、昨年度利用いただいたところに対しましては、制度がこういうふうに変更になりますということをお知らせしていこうと思っております。それ以外の周知方法としましては、12月1日に発行します広報おたるの中での周知ですとか、あるいは、12月の中旬に除排雪説明会ということで、町会長の皆さんや役員の方にお集まりいただいておりますけれども、そういったところで説明をしていくと。当然、昨年まで申し込んでいただいた方には、こちらから直接そういう案内を差し上げますし、新たに来られる方々には利用申請の中でそういった内容をお示しして周知をさせていきたいというふうに考えております。

○井川委員

周知はきちんとしていただきたいと思います。

1日の台数なのですけれども、どのぐらいを見込んでおりますか。例えば、10台借りたいけれども、5台しか出さないとか、そういうことにはならないのですか。

○（建設）庶務課長

市内で用意できるダンプの台数というのは相当数ありますけれども、1日の貸出しダンプの件数としては、ピーク時で10件程度というふうに私どもは考えてございまして、これを平均しますと、1か所当たりのダンプ台数は4台になっておりますので、大体1日40台ということの一つの目標としてやっておりますので、どうしても、そういう中では一つの箇所でダンプ台数が多くなると、ほかへの影響もありますし、また、当然、その路線の延長ですとか幅員ですとか、そのときの雪の量によってダンプ台数が決定されてくるものと考えていますので、我々としてはそういったところで判断してダンプ台数を決定させていただきたいと思っています。

○井川委員

予報は当たるか当たらないかわからないのですけれども、今年は雪が大変多いと聞いております。ぜひ、あまりトラブルがないような貸し方をさせていただきたいと思えます。

◎除雪計画について

次に、除雪計画に移らせていただきます。

最初に、今年はロードヒーティングを新設する予定はあるのでしょうか。

○（建設）建設事業課長

今年度のロードヒーティングの新設でございまして、今年度については予定しておりません。

○井川委員

お金がないということはわかっていますので、ないのだろうと思っていました。

ロードヒーティングの寿命は何年ぐらいなのですか。たくさん車が通るところは早いでしょうけれども、平均して何年ぐらいが寿命なのですか。

○（建設）建設事業課長

交通量の多いところは舗装が磨耗してきましてだんだん舗装がやせてきます。そういう中では、オーバーレイなどをして発熱線が出ないように維持・管理をしているところでございます。

特に寿命というものはなくて、電気施設の本体部分というか、熱源のほうで、電気施設であれば15年という耐用年数になりまして、一応それを目安にしておりますけれども、それ以上古いものはたくさんあります。

○井川委員

パトロールをしてよく見ていくと、丁寧に修理とかいろいろして、20年、30年というところもあるわけです。今、新設はしないけど、昨年度あたりから大分更新をやっているような感じなのですが、昨年度、今年度と、予定があったら来年度の分も教えていただけますか。

○（建設）建設事業課長

ロードヒーティングの更新についてでございますけれども、平成21年度から実施しております。

昨年度につきましては、地域活性化・公共投資臨時交付金を使いまして、市道幸大通線、市道高商通線の商業高校の下の三差路付近の2か所を更新してございます。

また、今年度につきましては、社会資本整備総合交付金を使いまして市道千秋通線の最上小学校から天狗山までの間でございますけれども、その上の半分を更新予定でございます。

また、来年度でございますけれども、同じ交付金を使う要望はしてございますけれども、そういう中で市道千秋通線の残り下半分、それと市道船見線の2路線を更新する予定でございます。

○井川委員

かなりあちらこちらが傷んできて更新をするということで、更新の費用は、今聞いたら、いろいろな交付金でやっていくと。これは、ずっと交付金が出れば、ずっと毎年毎年更新していけるけれども、交付金がない場合は全く不可能ですよ。そういう部分についてはどのようにお考えですか。

○（建設）建設事業課長

当然、この交付金がいつまで続くかということがわからないので、とりあえず平成23年度の要望としては上げてございます。

そういう中で、交付金、補助金がつかなければ、市が100パーセント持ち出さなければならないものですから、非常につらい部分がございます。そういう中身では、今ある施設の維持的な部分で長持ちさせることと、また違う考え方というか補助事業のメニューなどを模索していきたいと考えています。

○井川委員

ちなみに、今年度の更新費用はどのぐらいかかる予定ですか。

○（建設）建設事業課長

平成22年度の市道千秋通線の上半分でございますけれども、事業費としまして4,700万円を考えております。

○井川委員

ロードヒーティングというのは大変お金のかかる工事だと思っておりますので、交付金がいつまでも出ることを祈らずにはられないのですけれども、物すごく急な坂とか、いろいろ見ていると、こんなところにロードヒーティングがないのかという部分がたくさんあると思うのですけれども、新設については、いくら交付金が増えてもするというお考えはないのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

新設については、今、建設事業課長が答弁したとおり、今の財政状況では更新で手いっぱいなものですから、今のところは困難と考えております。

○井川委員

わかりました。

◎路面对策について

次に、路面の対策で、スリップ防止剤の散布が延長56キロメートルとのことですが、トン数ではどのくらいなのか。

○（建設）雪対策課長

トン数ではなく容積で言いますと、平成21年度の砂の機械散布は、56キロメートル、約3,100立方メートルでして、5,000トンぐらいまいています。あとは、砂箱がありますけれども、それに関しましては、市民まき用の3キロの小袋ですけれども、それで約400立方メートル、合計約3,500立方メートルを使用しております。

○井川委員

これだけたくさん道路に散布していたら、雪解け後の清掃はどのようにしているのですか。

○（建設）雪対策課長

路面清掃及び側溝しゅんせつにつきましては、春一番で発注して清掃しておりますけれども、なかなかとり切れない部分もあったようでございます。

○井川委員

今度の大雨の被害で、あちらこちらを掘ったり、バキュームカーで吸ったり、いろいろなことをしていると、砂が非常に多いということで、私はこの残りではないかという想像をしておりました。ずいぶん日にちはたっているのですけれども、ずっと清掃をしていなければ下にたまっているわけですね。その上に大雨がどんどん降って、例えば、このぐらいの側溝にこのぐらいの砂がたまったら、このぐらしか間がないものですから、余計に大水があちらこちらにはらんしたのではないかと心配しておりました。結局、これだけの砂をどんどんまいていますから、この清掃というのは、非常に大変でしょうけれども、いろいろ知恵を出して考えていかなければならない問題かと思うのですけれども、何かいい案はお持ちですか。

○（建設）雪対策課長

今後につきましては、我々もパトロールを強化して速やかに対応していくとともに、町会にも呼びかけまして、御協力をいただきながら清掃なりを行っていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○井川委員

◎置き雪対策について

次に、置き雪対策なのですけれども、平成19年度、20年度が人力作業、それから、21年度が機械作業ということなのですけれども、今年は人力作業と機械作業に分けた理由は何ですか。

○（建設）雪対策課長

今年度の人力作業を約70世帯としたのは、中心部、稲穂から最上に至るエリアは住宅が連檐しておりまして、雪押し場所が少ない中心街で作業実施するためには人力作業が効果的と考えて決めております。また、機械作業のエリアにつきましては約60世帯、対象世帯が点在しておりまして、比較的雪押し場が多い郊外で作業実施するためには機械作業が効果的ではないかという観点で決めております。

○井川委員

今までいろいろやってきて、本来であれば人力が一番理想的ですね、きれいにできますから。2年やったけれども、3年目に機械になったということで、機械だけではどうもうまくないということで、今年は二つに分けています。これは、費用とかそういう部分で分けたわけではないのですか。

○（建設）雪対策課長

当然、限られた予算の中ですから、我々としては費用もできるだけ安いほうがいいと思います。いずれにしても、いろいろな検証をしたいと思ひまして、先ほど言いました押せる場所、雪を置ける場所を検討しまして、当然、置けない場所については人力で山をつくっていくという手法で考えております。

○井川委員

やはり、分けるのが理想的なのでしょうけれども、これから平成23年度とか24年度については併用でいくという考え方でよろしいですか。

○（建設）雪対策課長

当面、今年度につきましては費用対効果の検証ということで、実際に試行を行い、人員や機械の適正確保とか、置き雪処理するとどうしても置き雪の近くの雪山に張りついたりしますので、どんどん雪山が高くなって、道路にも大きく張り出してきます。そうなりますと、排雪が促進される可能性もありますので、この辺がどのようになるかも検証したいと考えております。

それから、対象世帯が拡大した場合に、人員や機械体制が確保できるかどうかの検証もしたいと考えております。

○井川委員

昨年度は52世帯で、今年度は130世帯ですから、かなり増えていますね。今年度、これでうまくいけば、まだ増やすというお考えもあるのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

ここまで来られたのは、過去3年間の試行と検証の成果ですし、今年度から福祉部とも連携できまして対象世帯数を伸ばすことができました。今後も福祉部との連携は欠かせないものと考えておりますので、今後も福祉部と協議しながら進めていきたいと考えております。

○井川委員

弱者の方でも、お年寄りでも、どんと雪が降ってくれば小樽に住みたくない、暖かいところに行きたい、あるいは施設に入りたいとかという声がたくさん聞こえてまいります。ぜひ、弱者には手を差し伸べていただきたいと思います。行政が差し伸べなかったら、私たちがボランティアなどをしてもやり方が知れているのです。やはり行政でなければできないことがたくさんあるので、ぜひ温かい手を差し伸べて、なるべく小樽に住んでもらえるように、安心して住めるまちづくりをしていってほしいと思います。

○佐藤委員

◎貸出しダンプ制度について

まず、貸出しダンプ制度について、2点ほどお聞きしたいと思います。

まず一つは、今回、貸出しダンプ制度については、いろいろもめたというか混乱した経緯がありますけれども、そもそも貸出しダンプ制度の趣旨、目的等を明記したものがいいのかどうか、もしあるのであれば、それは何らかの形で理解されないまま来たのではないかと思いますけれども、まず、貸出しダンプ制度の目的等を明記したものがいいのかどうか、それについてはいかがですか。

○（建設）庶務課長

貸出しダンプ制度の趣旨、目的を明確にしたものということでございますけれども、私どもが毎年使っております「貸し出しダンプ制度ご利用の手引き」というものがございます。この中の制度の概要の最初に目的というところがございまして、「町会等が自主的に生活道路の排雪を行う際に、市が無償でダンプを派遣し運搬処理を行うことにより、町会等の排雪費用の軽減を図る」と。これがずっと、この制度の趣旨、目的という形で継続してきたということでございます。

○佐藤委員

私の町会も、私が若いときに始めた経緯がありまして、それは、小樽市で除雪が入らない道路を排雪するためにどうするかということがもともとの出発点だったと私は記憶しています。ですから、そういうことはそのパンフレットの中には盛り込まれていませんので、そもそも本来、どういう形でスタートしたのかということをやはり明記すべきだと、私はそのように思います。それがなければ、いいところを都合よく理解されて、また混乱を招く結果になるかと思っておりますけれども、今後については、その辺を新たに明記した形で作成していただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○（建設）庶務課長

確かに、委員が今おっしゃったとおり、この制度の最初のころの目的として、除排雪の入らない私道とか、市道であっても除排雪が行えないような路線というものを念頭に置いてつくられた制度です。もう 1 点は、冬期間における建設事業者の仕事の確保という観点もあったというような話も聞いております。残念ながら、その辺の経過を明確にした資料等は、今、手元に残っておりませんが、市としてそういうことがあったということは私たちも承知しております。

ただ、この間、30年間にわたりましてこの制度が利用されてきた中で、今、委員からも御指摘がありましたけれども、制度利用範囲の拡大といいますか、解釈の拡大もいろいろあったのだらうと思います。そういった中で、例えば、現在でも排雪している第 2 種路線でもかなりこの制度がつけられているという状況がございますので、一遍に制度の立ち上げ当初の趣旨、目的まで立ち返るのはなかなか難しいところはあると思いますが、この制度の立ち上げ当初の趣旨というものは我々として基本的に持って継続していく必要があると思っております。

○佐藤委員

ぜひ、だれが見てもわかるようなものになるよう研究していただきたいと思います。

それと、対象外となる路線を新たに設定するというので、排雪第 1 種路線及びバス路線は貸出しダンプ制度利用の対象外とするというふうになってはいますが、第 2 種路線についても、具体的に言うと、松ヶ枝会館の向かいの幅員が 20メートル以上あるような道路とか、例えば住吉神社のところの教会の前の道路ですとか、明らかに幅員が広すぎると言ってもあてはまらなくても、広いところがありますので、そういうところもぜひ、この貸出しダンプ制度の利用によって排雪するのではなくて、要するに小樽市の排雪の路線にこれからまた組み込んでいただくような方策をとっていただきたいのですけれども、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○（建設）庶務課長

排雪第 1 種路線といいますのは、先ほどの報告でも申し上げましたが、やはり交通量も一定程度多くて、車両はもちろん人の通りも多いということで、貸出しダンプ制度の中で交通安全を確保しながらの作業というのはなかなか難しいものもあるだろうという観点でございます。私どもは、第 1 種路線というのは市のほうで責任を持ってやる路線という位置づけをしておりますので、その辺につきましては雪対策課のほうとも連携をとりながらやらせていただきたいと考えております。

○佐藤委員

よろしく申し上げます。

◎除雪委託業務における最低保障制度について

続きまして、除雪委託業務における最低保障制度についてお聞きしたいと思います。

まず、今年度から最低保障制度を導入されて委託業務をするというところですが、何パーセントという保障率はここに書いておまして、内容等はどうかということなのですが、契約方法等、今までは、時間と距離という形で契約されておりますけれども、新たな保障制度を導入することによってその辺に変更はありますか。

○（建設）雪対策課長

契約方法ですが、現在、小樽市の場合は、除雪につきましては走行距離、排雪につきましては立方メートルで設計書を組んでおります。その形態につきましては変わりがございません。

あと、地域総合除雪につきましては 6 地域体制で行っておりますので、6 本の設計書をつくりまして、入札、契約まで行く予定になっております。その契約が済みましたら、契約書にこの委託の最低保障額は幾らですとか、そういう細かいところは、今、詰めていますけれども、そういうように明記するというので考えております。

○佐藤委員

小樽市としては、前払金ですとか、何回かに分けて分割する支払方法をするとか、そういうものが今は実施されていると思いますけれども、その辺に関しては、最低保障制度に移行するに当たって何か変わりはありますか。

○（建設）雪対策課長

前払金制度につきましては、今までと変わりなく 20 パーセントを 3 回、60 パーセントまで請求できるというふうになっています。

○佐藤委員

あとは、文章についての質問なのですが、「必要な固定経費（機械損料・人件費等）」とありますけれども、具体的にこれには何が含まれるのか、その辺をお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

固定経費の機械損料、人件費などの具体的なものという御質問ですが、機械を動かすために必要な経費でございます。機械損料につきましては償却費用相当とか、人件費につきましては、オペレーターと言われていますが、グレーダーで言えば、特殊運転手、助手等も必要になってきます。あとは、燃料、タイヤチェーン損耗費等が含まれております。

○佐藤委員

排雪等をするときの警備員ですとか、そういうものについてはこの中に含まれるのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

警備員につきましては、排雪につきましては積み上げ等を行っております。排雪工の中に入っています。あとは、パトロールとかは経費の中に入りますので、最低保障の固定経費の中には入ってきません。

○佐藤委員

先ほど、この 60 パーセント、ステーション管理経費分としての 10 パーセントという部分に関しては、ほかの都市の事例を参考にして決められたというお話をしておりましたが、例えば札幌市についても、保障率が一時低かったり、高かったり、また元に戻したりということはありますけれども、その中で、これから始める最低保障制度ではありますけれども、当然、どこかの時点でまた見直しをかけていかなければならないのではないかと思います。その辺に関しては、検証しながら柔軟にやっていただけるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

ただいまの御質問ですけれども、今まさに、これから導入しようという時期ですので、まずは制度を導入して、他都市の動向を見ながら検討していきたいと考えております。

○佐藤委員

それに伴って、雪対策課長も御存じだと思いますけれども、札幌市においては、今年度から待機補償料という新しい業務に関するものに取り組むということが発表されましたけれども、そのことについては、今、どのようなこととお考えでしょうか。

○（建設）雪対策課長

札幌市の待機補償料につきましては、私も新聞で読んだだけでまだ把握はしておりませんので、深くお話しはできませんけれども、今年度から最低保障を導入いたしましたので、すぐにまた我々も来年から見直しますというわけにもいきませんので、他都市の動向とか、札幌市に話を聞いたりして参考にしたいと考えております。

○佐藤委員

1 年たって、来年に業界の方とまた懇談会等があると思いますので、その中でいろいろお話をさせていただくと同時に、原課のほうでも検証していただいて、小樽に合ったものをぜひつくっていただきたいと思います。やはり、建設業界も、昔はボランティアみたいな形で、赤字になってもということをやっていた部分もありますけれども、

今、その本体のほうの利益が上がらない中で、当然、何らかの形で、利益というよりも働かせてもらいたいという気持ちのほうが強いと思いますので、その辺をひとつ十分考慮していただきながら、この最低保障制度については今後も動向をまた見守らせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎大雨被害について

次に、大雨被害についてであります。

今定例会で、我が党の久末議員の一般質問の中でも、堺町の大雨被害について質問させていただきました。今まで、予算特別委員会等で聞いていても、これから検討して対策を練っていきますという答弁をいただいているのですが、皆さん御存じのように、北海道新聞では10月に入ったら始めるというような報道がなされていましたが、特に堺町の大雨の災害について、今後の対策、対応をどう検討されているのか、その辺に関しましてはいかがでしょうか。

○（建設）建設事業課長

堺町の大雨対策についてですけれども、新聞等で2回ほど、市道東雲線からの雨水流入の区域変更ということで報道されております。これにつきましては、私どもも現行の、図面での地下埋設の調査と、また、近々、実際に掘って新たなルートということで、東雲線のほうに回さないで、違う市道を通して、最終的に於古発川に流すということを考えておまして、そこで地下埋設のガス、水道、汚水などの管が入ってございます。そういう部分の調査をした上で可能性について検討しているということで、新聞報道ではやることを前提に載っていたみたいですが、とりあえず抜けるのか抜けないのか、それを調査した上で、できるものであれば早期に対応していきたいと思っております。

○佐藤委員

1 回目の大雨の後も、その通りのお店の方へ行ってきました。そこは魚屋だったので、地下にある冷蔵庫等の設備が、浸水して使い物にならなくなったということもまた事実でありますので、これほどの大雨は、実際問題、私が考えてもそうたびたび起こることではないという認識はしていますけれども、住民の方も大変不安がっているということも事実ですので、どこかに水を逃がす、それはどこのルートが可能なのかということこれから調べていただけるということですが、やはりだめだった、このままでという話ではなくて、何が何でもどこかに逃がしていただくようなことをしていただきたいのですが、その辺に関しましてはいかがでしょうか。

○（建設）建設事業課長

何が何でもどこかのルートに流してほしいということですが、これについては、水は高いところから低いところへ流れますので、低い方から高いところへ流せと言われても無理な話で、私どもでは最善の方法で流入の区域の変更を考えております。地下埋設の調査いかんによっては、地下埋設を切り回しができないかとか、そこまでは検討したいと考えております。

○佐藤委員

期待しておりますので、早いうちによろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩します。

休憩 午後 2 時30分

再開 午後 2 時50分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○秋元委員

◎貸出しダンプ制度について

私のほうからは、報告を聞きまして、先ほどほかの委員の方が質問されていましたが、それ以外で何点か確認させていただきたいと思います。

初めに、貸出しダンプ制度の件についてなのですが、この制度の見直しについては、委員長の高橋議員も、昨年来、議会の中で取り上げておりましたけれども、今回、この制度の見直しについて、まず、制度の不正使用と申しますか、趣旨に反した利用をしていた業者とか町会があるということが問題となりましたが、まず、その業者とか町会というのはわかっているのでしょうか。また、業者や町会への周知と申しますか、注意はされてきたのでしょうか。

○（建設）庶務課長

まず、こういった趣旨に反したやり方をした業者とか町会ということでございますけれども、先ほど、私どもが報告で申し上げましたアンケートの中を見ますと、町会だけでなく、路線で組んでいるところもありますので、件数で言うと10件程度、こうした使い方があったということを知っております。

それから、業者数でございますけれども、アンケートの中で無記名の方もいらっしゃいますので、我々が把握している業者数としては4業者程度あったということでございます。

注意等ということでございますけれども、昨年度の実施の中ではこれらの趣旨に反するというをお伝えする機会がなくて、既に抽せん等も終わっていたという状況で、市としてその抽せんを行って利用を認めてきたということもありますので、私どもといたしましては、今回、この制度の見直しの内容を変更点として、昨年度実施した利用者に文書を出しますので、その中でこうした使い方については趣旨に反するのだということを明示していきたいというふうに考えております。

○秋元委員

わかりました。

引き続き、貸出しダンプなのですが、資料の2ページ目の積込み業者登録要件ということで、今回、今までの要件に「小樽市税に滞納のないこと」を追加するというのが書かれておりますけれども、それ以外の、これまでの登録要件というのは、どんなものがあって、昨年度までに何者ぐらいが登録されていたのでしょうか。

○（建設）庶務課長

貸出しダンプの積込み機械を有する業者に対して市へ登録をいただいておりますけれども、登録の要件としましては、まず、使う機械の所有者の確認ということが1点ございます。その会社の所有物なのか、あるいはリース物件なのかということの確認が1点です。それから、自賠責ですとか任意保険にしっかり加入されているのかということの確認をさせていただいております。

また、オペレーターと申しますか、運転手の免許は当然ですけれども、それと運転技能講習というものがこういった機械にはございますけれども、そういったものをきちんと修了しているかということを確認させていただきまして、そういったことで問題がなければ登録をさせていただいているところでございます。登録件数については、ちょっと資料を持ってきてございませぬけれども、おおむね30者程度ということで御理解いただきたいと思います。

○秋元委員

その中で、例えば年度途中で不適格と思われるような行為と申しますか、行動があったとして、その資格が、登録が取り消されるようなことは今までにあったのでしょうか。

○（建設）庶務課長

まず、登録の取消しということに関しては、今まではございませんでした。一昨年ぐらいから登録業者の作業でいろいろ不手際があったりということもございまして、今年 2 月の段階で積込み業者の不誠実な行為等への対応方針というものを除雪対策本部として決定したところでございまして、この中で、安全管理が不足しているとか、それから申請以外の箇所を雪を排雪したということで、注意あるいは文書注意といった処分まではしたことはございます。

○秋元委員

今後の罰則規定といいますか、今年度から新しく制度の見直しがされますけれども、今年度以降、もし不資格と思われるようなことが年度中にありましたら取消しがされるようなことというのはあるのでしょうか。

実は、昨年、北運河の一番高島、祝津寄りのほうで北海製罐がありますね。あそこの本当に一番端のところ、あの辺の道路の雪を全部運河に捨てている業者がいたのです。今回登録されている業者かどうか分かりませんが、当然、運河に雪は捨てられないですね。それも、機械ですから、雪の量が半端なものではないわけですよ。そういうものがもし登録業者の中であった場合には、登録の取消しなどというのは考えられるのでしょうか。

○（建設）庶務課長

まず、今、例として提示していただいたことについて、私どもは貸出しダンプの中でそういったことがあったというのはちょっと承知しておりません。

そういった行為があったときということでございますけれども、先ほど申しあげました本年 2 月 1 日で制定した不誠実な行為等への対応方針の中で不誠実な行為等というのは、例えば、粗雑作業の実施であったり、安全管理措置の不適切だとか、あるいは、法令違反、市の職員の指示に従わないといったことを示してございまして、不誠実な行為があった場合の対応ということでは、先ほど言いましたように、口頭注意、文書注意がありまして、それでもまだそういったことが継続するというような場合には、処分ということで、作業の一時中止であるとか、あるいは、最終的には登録解除、ここまでの規定を定めたものでございますので、当然、そういった違法的な行為があれば、我々としては登録の解除も視野に入れていくということで御理解いただきたいと思います。

○秋元委員

そういう不資格な行為が貸出しダンプ制度以外でも認められれば、不資格というふうに判断することもあるということですか。

○（建設）庶務課長

ちょっと事例的に難しくなりますけれども、あくまでも私どもが定めた処分方針は、除雪対策本部として貸出しダンプにかかわるものについての規定でございます。

今言ったように、この制度を利用しないでそういったことがあった場合となると、それは、ある意味、法令違反であったりしますので、市の登録業者であれば、逆に指名停止とか、市の登録からの解除とか、指名からの削除ということになってくる可能性のほうが強いのではないかと思います。

○秋元委員

◎平成 22 年度の除雪計画について

わかりました。

続きまして、平成 22 年度の除雪計画についてなのですが、置き雪対策の中で、21 年度の福祉除雪登録世帯なのですけれども、この総数はわかりますか。

○（建設）雪対策課長

平成 21 年度の登録世帯数ですけれども、約 480 世帯と聞いています。

○秋元委員

今回、平成21年度の福祉除雪登録世帯を基本にということで、基本ということですから、それ以外の世帯もしかしたら対象になるかもしれないということで考えられると思うのですが、その福祉除雪登録世帯以外に選定されるような場合には何を基準にだれが選ぶのかという基準はあるのですか。

○（建設）雪対策課長

今、うちのほうで考えておりますのは、平成21年度を基本に、22年度に新しく福祉除雪に登録された世帯も考えております。ほかの方は、今は試行ということで、まだそこまでは考えておりません。

○秋元委員

では、福祉除雪に登録された方を全世帯やるということですか。

○（建設）雪対策課長

前提としてはそうです。

○秋元委員

福祉除雪で言えば、社会福祉協議会でもやっていますが、その併用というのはできるのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

福祉部から依頼を受けました社会福祉協議会のほうで、民生委員を通じて審査をして、福祉除雪の登録業務を行っております。そのデータを私どものほうで共有させていただきまして、今日、件数を把握したという次第でございます。

○秋元委員

その中で、ちょっとわからない部分があったのですけれども、今回、130世帯を対象にするということで、先ほどほかの委員の方の質問の答弁で、人力と機械作業の区別は、まちなかは狭いということもあるということで人力にしたというお話でしたが、70世帯が中心部にありますね。比較的狭い範囲です。そして、機械作業になると、60世帯で、非常に広い範囲の中での60世帯ということで、これは逆に言うと中心部は手厚くなって、中心部以外は手薄になるのではないかとというふうに思うのですけれども、この辺はどういうふうに考えられますか。

○（建設）雪対策課長

我々は、機械除雪と人力除雪での丁寧さも含めて検証をしようと思っております。

あと、先ほども言いましたけれども、機械除雪のほうに関しましては、桜、朝里、銭函方面で30世帯ぐらい、片や、稲穂から向こう側で30世帯ぐらいありますので、離れて点在しているものですから、そういう意味で機械を使って作業しようというふうに思っています。

○秋元委員

例えば、中心部に住んでいる方のほうが福祉除雪に登録されている方がかなり多いというような状況であればわかるのですけれども、昨年度は480世帯登録されていたということで、中心部以外の地域の登録の状況は把握されていますか。

○（建設）雪対策課長

今、うちのほうで把握しているのは480世帯で、市道の除雪路線に面している方をその480軒の中からピックアップして図面に落としまして、さらに除雪第1種、第2種路線に面している方をピックアップしますと130世帯という結果が出ます。中心部は結構集中してまして、やはり先ほども言いました雪山の処理にちょっと困ってしまいますので、その辺で人力のほうがきめ細やかといいますか、スコップで山に張りつけていたり、いろいろ加工ができるということで、住宅が密集しているまち場は人力に決定してやらせるようにしております。

○秋元委員

その人力と機械作業についての異論はないのですけれども、その対象世帯の振り分けが、中心部が多くて、比較

的広い範囲のほうが数が少なければ、やはり対象が、例えば中心部以外だと 1 路線で 3 軒とか 4 軒で、中心部になると 5 軒、6 軒とかという割合にはならないのかと思うのですが。

○建設部飯田次長

今、雪対策課長のほうからもいろいろ説明させていただいておりますけれども、今回、あくまでも福祉除雪に登録しているのは 480 軒で、意図的にどうこうしたわけではなくて、480 軒をすべて図面に落として、第 1 種、第 2 種路線に面している家屋が 130 軒ある。結果として、中心部の人力が 70 軒、郊外部の機械が 60 軒ということです。これは、意図的にふるい落とすということではなくて、結果として 70 軒、60 軒になったということでございます。

○秋元委員

わかりました。これまで 3 年間にわたって人力と、昨年は機械作業で進めてきましたけれども、ぜひ、今年度の試行もしっかりやっていただいて、除雪弱者への支援ということですので、いろいろと課題も見えてくると思いますけれども、これまでの積み上げをいい部分で発揮していただければと思いますので、よろしくお願いします。

◎街路灯と園路灯の省エネ化について

続きまして、これも確認事項になりますけれども、これまで街路灯と公園の園路灯の省エネ化をずっと言ってきました。たしかすべてナトリウム灯になるまで、昨年度で、残り 70 灯ぐらいというお話でしたけれども、水銀灯が何灯くらい残っているのか。また、今後の改修の見通しについてお答えいただけますか。

○（建設）建設事業課長

街路灯の水銀灯からナトリウム灯への変更でございますけれども、全市的に 477 灯ありまして、昨年度と本年度に繰越しをして実施してございます。実施した灯数ですけれども、406 灯は交換済みになってございます。残り 71 灯ということになっております。

昨年度の取替えにつきましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業で実施しております。交付金事業がなくなったものですから、この事業によってすぐにまた来年度できるというのではなくて、71 灯につきましては、単純に考えれば単独事業になってしまうわけなので、今後、何年度にできるというお約束はできないのですけれども、年次計画を立てて、更新について計画していきたいと思っております。その中で、また新たな交付金制度ができれば、前倒しして交換等を実施していきたいと考えております。

○秋元委員

その交付金ができる以前も、市として段階的にナトリウム灯に交換してきたと思うのですが、財政的な状況によっても違うのでしょうか、以前は、おおよそ年間何灯ぐらいの交換をしてきたのでしょうか。

○（建設）建設事業課長

資料はないのですが、477 灯のうち、平成 21 年度から交換していますので、それ以前はほとんどなかったのではないかと思います。

○秋元委員

わかりました。

昨年の段階で聞いたときにはまだ 70 灯ほど残っていて、年間 120 万円ほど、金額的には財政効果があるということだったので、すべてナトリウム灯になったときの財政効果といえますか、その金額なども試算できれば教えていただきたいと思っております。以前 CO₂ の排出量も聞いたことがあったのですが、これについて、もしわかればお答えいただきたいのと、わからなければ、今後、また伺いたいと思っておりますので、CO₂ の排出量もぜひ計算していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○（建設）建設事業課長

71 灯すべて交換した場合の電気料金の削減でございますけれども、昨年度は電気料金に関しては 1,600 万円ほどかかっておりまして、この 11 パーセントぐらいの削減になるかと思います。また、CO₂ については、大変申しわけ

ないのですけれども、今、資料を持ち合わせていないので、これについても計算いたしまして、後ほど報告したいと思えます。

○秋元委員

段階的に交換を進めてきていますが、地域的には遅れていると言ったら失礼ですけれども、今後取り組むような、地域的なものというものはあるのですか。

○（建設）建設事業課長

交換については、点ではやらず、ある程度は面的にやってきました。桜地区の中間から塩谷、蘭島方面まで終わっております。ですから、残りは、望洋線を含めた、あのあたりから銭函方面の地域です。

○秋元委員

わかりました。ぜひ、今後も交換に尽力いただきたいと思いますので、よろしくお願います。

次に、園路灯になりますけれども、以前、花園グリーンロードも LED の照明に交換するというお話をいただいておりますが、その進捗状況についてお答えいただけますか。

○（建設）堤主幹

花園グリーンロードの LED の交換事業でございますが、現在、設計段階で、10 月初めぐらいには工事を発注して、雪が降る前ぐらいには終わろうかという形で考えております。

○秋元委員

いろいろと調べますと、北海道には街路灯とか園路灯で LED はあまり向かないのではないかなというような話があったりするのですけれども、デメリット部分については研究されておりますか。

○（建設）堤主幹

LED は省エネタイプでございますが、熱エネルギーが今の水銀灯より少ないという形になりますと、冬、どうしても小樽は雪が降りますので、灯部に雪が乗かると、既設の照明灯よりも雪が解けないということがあります。そういった部分がございますので、当然、どういった雪対策をしていかなければならないかということで、雪で維持・管理の問題が起きないように灯部を研究していきたいというふうに思っております。

○秋元委員

公園の園路灯といいますか、街路灯とかに LED を使った場合に、テレビの映りが悪くなったりという障害が出たり、札幌市の調査の中で LED を使っていると気分を悪くするというような事例があったというふうに伺っておりますけれども、この辺の原因とか対策というのは考えられていますか。

○（建設）堤主幹

メーカー等に聞きました。照明灯も電気器具でございますが、当然、電気を使うと電磁波が発生するというところで、LED も電磁波が発生します。量的にどのぐらいなのかということなのですが、携帯電話の電磁波の 2 分の 1 か 3 分の 1 程度の電磁波というふうになってございます。今ついている水銀灯から LED に交換した場合に、当然、電磁波は出るのですけれども、既存の水銀灯よりも電磁波は少なくなるだろうということであれば、周辺部への電磁波における影響は少ないのではないかなというふうに思っております。

今、札幌市で LED に交換したらそういう問題が出たということは私も新聞で承知してございますけれども、それも電磁波の問題で、メーカーで言えば、国内メーカーを使うということが一番いいのではないかなというふうに思っております。

○秋元委員

わかりました。ぜひ、計画を進めていただければと思えます。試行的に進められると思えますけれども、いい形で進めばというふうに思えますので、今後ともよろしくお願いたします。

◎文学館・美術館のポプラについて

最後の質問になりますけれども、ポプラの件です。今、総務常任委員会のほうでも議論されていると思いますけれども、文学館・美術館のポプラについて、私もいろいろな方にお話を聞いたり、インターネットで調べたりしてきたのですけれども、以前、文学館・美術館のところのポプラが 1 本倒れたときの被害の状況とか、過去に小樽市内で、ポプラに限らず、倒木によって被害が出たようなケースがあれば教えていただきたいと思います。あと、他市でもいろいろ事故が起こっているようですけれども、代表的な、大きな事故といえますか、倒木によるような事故がありましたらお知らせいただけますか。

○（建設）堤主幹

ポプラの関係の事故でございますけれども、文学館・美術館のポプラについては昭和60年の台風で 1 本倒木してございます。それから、公園に木が多いものですから、まず公園の部分でいきますと、入船公園で昭和56年度の台風15号で10本ほどのポプラが軒並み倒れたという状況でございます。それが、小樽の公園の中の大きい被害です。

その台風のときには、これはポプラではございませんが、住吉神社の国道のそばに立っていた大きなアカシアも倒れまして、国道を封鎖してしまって、約半日ぐらい交通止めになったということが起きてございます。

また、皆さん御存じのとおり、札幌市にある北海道大学のポプラ並木もこの台風で倒れて、あそこも相当古い歴史のあるポプラということで、北大の文献を見ますと、五、六十年ぐらいが寿命ということで、切るに当たっては皆さんから相当御意見をいただいた部分があると聞いていますけれども、12本ぐらい処理をしたと聞いてございます。

○秋元委員

街路樹としてのポプラですとか公園の中にあるポプラの木ですとか、ほかの木でもいいのですけれども、こういうような木の管理というのは、健康木なのかどうなのかという検査は、どのぐらいの頻度で調査したりしているものなのか。また、その調査の中で、危険だと判断されたときに、今回はポプラでいろいろと陳情も出ていますけれども、それ以外の公園の木で、腐食していて、伐採した場合の判断基準ですね。私は素人なのでわかりませんが、危険だというふうに判断するのは、どのような状況で、例えば樹木医に判断してもらおうとか、詳しい市の内部の人たちが判断するのか、それはどういうふうに行われているのでしょうか。

○（建設）堤主幹

まず、木の管理上の指針でございますけれども、札幌市の場合はきちんと管理指針のようなものをつくってやっていますが、小樽市の場合はまだそういう指針ができてございません。我々がどういった形で木を見ているかといいますと、大木になっている木を中心として、目視で見させてもらっています。頻度は、それほどしょっちゅう見ている状況ではございませんけれども、ただ、枝が折れて落ちてきたりということが大きい木である場合は、幹が老朽化してきているかどうかもその時点で見ています。

どういう形で見ているかといいますと、当然、うちの職員も見ますし、市内の造園業者の方にも一緒に来てもらって、この木はどうだということで見ながら、これは生かせるものか、やはり切ってしまったほうがいいのかというような判断はしております。ただ、樹木医という部分の対応については、現在、小樽市としてはしておりませんので、あくまでも職員と造園業者との中で管理をしている状況です。

○秋元委員

先ほど、札幌市での樹木に対する基準があるというお話だったのでございますけれども、どのようなものなのかということとを簡単に御説明いただけますか。

○（建設）堤主幹

札幌市では、市街地に設置する公園における植栽設計指針という指針がございます。この中では、いろいろな木を出していきまして、この木は公園に適する、適さない、ある程度分類して指針をつくってございます。ちなみに、その中で植栽に注意する樹種としては、美しさや丈夫さ、維持・管理の容易なものとか、近隣の問題の発生が少な

いものとか、倒木や枝が折れたりするようなことで、利用者とか近隣の方に危害を加えるようなものが少ない木を選びなさいというふうになっています。そういうことから、ポプラというのは、全体的な部分でいくと、こういった街路樹なり公園の木についてはあまりなじまないというような指針は出ております。

○秋元委員

今回、非常にいい機会といたしますか、こういうようなポプラに対して非常に思いの強い市民の方々から陳情などが上がっていますが、今後、小樽市の樹木に対する指針をつくっていくほうが、今後もこういう問題が起こったときに必要になるのではないかと、思うのですが、この指針をつくるような計画というのはありますか。

○（建設）堤主幹

今、そういったせっぱ詰った状況ではございませんので、つくるという方向ではなかったのですが、確かに、こういったいろいろな木に対する問題が出てくると、一定の、うちの判断基準といたしますか、こういった形でやってほしいという方針といったものも必要になってくる場面が出てきているのではないかと、思っていますので、こういった形でつくるか、研究しなければならない時期に来ているのではないかと、思うふうには思います。

○秋元委員

指針については、今後、こういう問題が起きたときに、一つの判断基準として非常に重要だと思っておりますので、ぜひ策定の方向で努力していただければというふうには思います。よろしく願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○山口委員

◎貸出しダンプ制度について

お話を聞いていろいろ思いましたので、聞いていきたいと思っております。

貸出しダンプ制度です。建設常任委員会でも何度か議論させていただいて、ようやく要綱のようなものをまとめていただいたかなと思っております。

先ほど説明をいただいたようなことで、問題業者というのは相当排除されると思いますが、制度ができてから今まで、実施要綱のようなものがなかったとおっしゃっていましたね。今回、これだけしっかりまとめたわけですから、貸出しダンプ制度の、少なくとも実施要綱だけはつくって、しっかり引継ぎしていくようにされたほうが良いと思います。それから、これを利用される方にも要綱を渡してしっかり周知されることのほうが大事だと思うのですが、そういうふうにしていただけるようにはなりませんか。

○（建設）庶務課長

実施要綱という形になるのか、あるいは、要領という形になるのかちょっとわかりませんが、何らかのまとめた形にする必要はあると思っておりますので、今後、そういうふうにはしていきたいと思っております。

○山口委員

よろしく願いします。

◎大雨被害の対策について

今日の朝、陳情第1173号の現場を見てまいりました。今回、大変な大雨でいろいろなところで被害があったわけですが、今日見てきたところは、側溝がほとんど埋まっているわけです。

どういうふうになっているのか詳しくわからないのですが、5月の連休の前ぐらいでしょうか、我々の町会だけではないと思っておりますが、他の町会も、自主的に側溝の泥を排除して、建設事業課のほうに連絡をするとか連携をして、それを持っていただけて、常に側溝をきれいにしておくということをやっているのです。それか

ら雨水ますと言うのですか、側溝を流れてきていったんたまるところがありますね。そこに枯れ葉などがいっぱいたまるのですけれども、そこまでの掃除は町会ではなかなかできないものですから、これは市のほうにお願いをしているようです。

そういうことは、市と住民の協働ですから、町会に働きかけをして、少なくとも側溝に泥がたまっていけば、それを含めて流れが悪くなって道にあふれることになってきますので、側溝や雨水ますの大きさがどうのと言うよりも、まずはきれいにしておくことが前提ですから、そういうふうなことを大々的に町会と協力してしっかりできるような体制をつくっていくということが今後ますます重要になってくると思ったものですから、その辺のところを、現状がどうなっているのか、今後、そういうことを受けて、どういう体制でやるのかということも含めて、何か案があればここで話をいただきたいと思います。

○（建設）建設事業課長

今日視察されたところに限らず、小樽市の側溝に関しては、通常、道路パトロールにより側溝の詰まり、雨水ますの詰まり、集水ますの詰まりを見て発見できれば、それぞれの対処をしております。また、町会みずから側溝の掃除をされた部分については、私どもが行って、取り除いたものについての処理をいたします。

また、住民から詰まりの要請があれば対応しているところでありますけれども、道路パトロールですべてを見られるわけではございません。そういう面では、市民の方の協力が必要と考えています。

このことについては、事あるたびに町会のほうにお願いして協力を求めていきたいと考えています。

○山口委員

現状で、春の大掃除のときには、どの程度の町会がそういうことを実施されているのか把握していらっしゃいますか。

○（建設）建設事業課長

申しわけありません。今日は手元に資料を持ってきていないので、お答えできません。

○山口委員

いずれにしても、町会活動のしっかりできている町会とそうでない町会があると思うのですけれども、やはり、そういうことがしっかりできている町会もありますので、今後、働きかけをしていただいて、それに対してフォローをする体制をとるのも大変でしょうけれども、住民が、これを機にはないのですけれども、ぜひ連携がとれるような働きかけをしていただければと思います。これは、建設部だけではなくて、生活安全課になるのでしょうか、庁内で連携をとって、働きかけをして、しっかりできるようにしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

◎旧色内駅ステーションについて

文学館・美術館の整備と旧国鉄手宮線の一体化ということで、いよいよ工事に入られると聞いておりますが、建設部が担当して新しくつくられる、旧色内駅舎をモチーフとした建物ですね。それについて、大体を絵では見せていただきましたけれども、いつごろから工事にかかって、いつごろ完成するのかということです。もう一つは、ちょっと形状が変わったような話も聞きますので、その辺のところも含めて説明をしていただければと思います。

○（建設）建築住宅課長

旧色内駅ステーションの建物の状況でございます。まず、工事のほうは9月15日に入札に向けての公告を行いまして、来週の9月29日に入札の予定であります。建物も雪が降るまでに完成するというところで、工期のほうは基本的に長く設定しておりますけれども、そういうことで進めてございます。

建物の内容なのですけれども、以前にも建設常任委員会で報告をさせていただきましたけれども、旧国鉄手宮線活用計画の中で、パースということで、旧手宮線が昭和37年に貨物線になりまして、それまで色内駅があったのですけれども、その古写真をモチーフにして示しております。

改札口の部分と、以前の事務所のようなものということで、デザインをモチーフにしてございますけれども、改良点は、あずまやのような形でパースでお示しをしていたところなのですけれども、以前の事務所があった部分の外側にガラスの入った建具を入れるということで、設計の途中で改善いたしました。これは、当初は、防犯上の意味ですとか、中の視認性の部分などで、なるべく壁をつくらないほうがいいだろうということがあったのですけれども、真冬は別ですが、例えば、冬期間以外の 4 月、5 月とか、これからの降雪期までの 10 月、11 月の間、ちょっと寒いあたりでも旧手宮線を散策した方が、その建具の中にいることによって、ちょっとその中で一休みできるというようなことです。あと、冬期間等に何かイベントがあったときに、中にイベントのスタッフが入りまして、例えば、そこで外側に対して、机を置いてインフォメーションのようなことをするときにも、建具があったほうが、施錠できるような形になっていますので、そういう部分でも活用がしやすいのではないかとということで改良いたしました。夏の間は、その建具をあけて施錠して、あけっ放しの状態で使えるような形で工夫しています。

○山口委員

ちょっとディテールになるのですけれども、外壁の素材とか、屋根の素材とか、色とか、形状とか、それから、今度は窓枠も入れるのですけれども、引き戸になるのか、開き戸になるのか、素材は何かということを教えていただきたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

具体的な素材等でございますけれども、見た感じは、私どもは古写真からパースをつくってございますので、前の駅舎をモチーフにしてございます。当時の写真を見ますと、壁は、恐らく木造で、左官があって、白っぽい塗装が施してありまして、屋根はトタンぶきというような形になってございます。壁のほうは、今回はコンクリート構造です。堅牢性とかいたずらとかに対して木造というわけにはいかないものですからコンクリートにします。塗装は、ここの地域は、旧手宮線ということと、日本銀行旧小樽支店金融資料館とか旧北海道銀行というような歴史的なゾーンもありますので、塗装はつるつとした光るような塗装ではなく、材料名は陶石状多彩模様仕上塗材という、簡単に言いますと、自然石を粉碎して骨材にしたものを塗装で吹き付ける材料です。仕上がり面はざらざらしていて、どちらかといいますとシックな、クラシカルな感じで、古写真で見受けられるように、どちらかという和白っぽい、薄いグレーの感じかと思えます。

あと、色の着く部分の屋根とかサッシ周りですが、サッシのほうはカラーアルミサッシを使いまして、色合いとしては限られますが、ブロンズ系統、アンバー色といいます、こげ茶色系統のものを使いたいと考えています。

あと、一部、鉄部とか屋根の部分はトタンをふいたり、塗装の部分があるのですけれども、統一して、今の文学館・美術館の建物、旧小樽地方貯金局のときに、色については、どちらかというアンバー色を使っていますので、そういった部分も、こげ茶系統の色にしたいということで設計段階では決めております。これは、今、現場が始まりましたら、色見本等を見ながら決めていきたいと考えています。

最後に、新しくつきました建具は、ちょっと小ぶりな建物ですので、開き戸ですとドアが開いたときに問題があるものですから、一応、引き戸ということで設計をしているところでございます。

○山口委員

◎小樽文学館・美術館広場整備工事について

次に、文学館・美術館の外構です。これは、いつごろから工事にかかって、いつごろ終了するのかということをお聞きしたいと思います。

○（建設）堤主幹

文学館・美術館の外構工事、広場の整備工事でございますが、本工事は既に発注されてございまして、予定では、今、業者と詰めている段階ですから、来週あたりから工事に入ります。測量等を含めて現地に入ってくる予定でございまして、今の予定では、10 月いっぱいぐらいまでには何とか完成していこうと。あとは、資料整理などもあり、

工期はまだ11月も残っていますけれども、一応、10月いっぱいまでには何とか完成していきたいというふうには思っています。

○山口委員

ということは、来年2月の雪あかりの路では、そこが新しい会場として入れるようになると思いますけれども、そのときに十分使えるということになりますね。確認ですけれども。

○（建設）堤主幹

広場等については、雪あかりの路の時期にはもちろん使える状況になっています。

○山口委員

◎景観誘導について

次は、今のことに関連してくるのですが、そういう意味で、これは工事にいられて、あそこの景観が整備されるということで、大変期待をしているわけです。

当初のここの整備の目的は、街なか活性化計画とか、景観条例、それから総合計画の中でも、旧手宮線の位置づけみたいなものをきちんとされて、いずれにしても、観光客がまちなかを周遊する基点として、新たな人が集まっただけのような場所として整備するということですから、特にあの周辺ですね。雪あかりの路の会場にしていますけれども、沿線は大変老朽化した建物が多くて、そこがこれをきっかけに新たな景観ができていって、新たな集客拠点になっていくということを誘導していく必要があるのではないかと議論をずっとさせていただいています。

そういう意味では、ここにいらっしゃる方々と私は共通認識を持っているというふうに思っています。ただ、景観誘導をどういうふうにやっていくかということが今後の課題だと考えておるわけです。せっかく旧手宮線懇話会を経て、こういう立派な報告書もつくって、この絵ではあまり具体的にかいていませんけれども、明らかに、集客の拠点として良好な、いわゆる自然景観のみならず、ある意味では新しいまちにふさわしい歴史景観みたいなものを新しくつくっていかうという意志が感じられるものですから、そういうものを実践するために、今、行政としてどのように考え、具体的にどういう方向でやっていかうとしているのかをお聞きして、議論をさせていただきたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

景観の誘導ということですが、実は、今、景観条例によって建物や何かをつくるときに届出が必要となっていて、そういった中で、小樽歴史景観区域であれば、まち並みと調和するような形をお願いしています。

それから、旧手宮線の計画についての景観誘導ということなのですが、確かに、具体的には文学館・美術館の向かいあたりの建物に非常に老朽化していて、景観の障害にもなるような箇所はあります。そういったものをどうしていくかというようなシミュレーションは昨年あたりから作業に入っております。ただ、具体的に民間の建物について、どうやって景観誘導するかということは、やはり、今、市のお金でやるというふうにはいきませんので、例えばそこで開発が起こった場合は、景観誘導なりはしていけますけれども、市が主体となって旧手宮線沿線の景観を誘導するというのは、なかなか難しいところがあると考えています。

○山口委員

中央通のときの話も私は若干お聞きしたのですが、あれは国の事業でおやりになったわけですね。拡幅して、セットバックした建物もありましたけれども、新たに建てられた建物もありましたね。それを、ある意味では景観にふさわしい歴史的建造物に近いような建物に建て替えるということで、一定の助成を入れられたわけですね。これは、市が単費でしているというわけではなくて……

（「単費です」と呼ぶものあり）

単費ですか。すごいね。1億円程度ですよ。そういう事例がもうあるわけですよ。

いずれにしても、そういうふうな事例があるということは、何かの基準でされたのですね、これは。やみくもにやったわけではないですね。そのときの基準というのはどういうものだったのですか、ちょっとお聞きしたい。

○（建設）まちづくり推進課長

当時の景観条例の中で、昭和58年度から平成16年度まで、そういった修景に対する助成を行ってきました。結果としては、71件、1億6,000万円ほどの助成を行っております。この助成なのですが、一時期は、平成12年度の1年間で19件、3,000万円ぐらいの額になるという非常に大きなものになりました。ただ、財政健全化の一環として、15年度には対象額を80パーセントに減じ、16年度にはそのまま対象額を60パーセントに減じるということを行っております。最終的には、財政的なことから、17年度からは休止したということで現在に至っております。具体的に17年度のときの内容としましては、特別景観形成地区内の建物の中で修景をする際には助成金として対象経費の3分の1で限度額500万円を助成するというような要綱で助成をしていったものであります。

ただ、今の段階では停止している状況でございます。

○山口委員

ということは、条例の助成金の交付要綱の中にあったわけですね。今は休止しているということでしょう。要するに、修景事業で、骨子は歴史的建造物の指定等とありますけれども、その修復について主に助成金を出しましょうということだったのですね。私が問題にせずとっているのは、新たに建てられる建物について、景観に配慮したふさわしい建物を建てた場合には一定の助成を出すことができるのではないですか、これを復活させれば。そうではないのですか、小樽市の場合は。今、休止しているわけでしょう。そういうことではないのですか。違いますか。

○（建設）まちづくり推進課長

条例と規則を平成21年に改正しています。現在、助成対象となっているのは、登録歴史的建造物の保全、それから、保存樹木や樹林の助成、それから、景観まちづくり協議会への助成の三つに限定しておりますので、前の条例ではそういった事項もありましたけれども、今、修景に対するというものは明記されていません。

○山口委員

いずれにしても、旧手宮線に限らず、小樽のまちの中の景観みたいなものが相当荒れてきているところがありますから、やはり新たに、このまちにふさわしい景観を形成することを誘導していくということがぜひ必要ですので、とりあえず旧手宮線の沿線だけでなく、いわゆる小樽歴史景観区域の中にあるものですよ。例えば、都市景観賞などを設けて新たにできるものを奨励していますね。そういうものに助成を出しているわけではありませんが、どこまでそういうことができるかということは、それは何でもありというわけにはいかないと思います。

長崎市の場合、視察へ行って、いろいろお話をお聞きしたのですけれども、これについての情報というのは、あまり積極的ではないのだけれども、小樽市と同じような条例を持っているのです。先ほどおっしゃったように、今の小樽市が条例で定めているような、景観形成対象物とここで言うのですけれども、そういうものに対しては、基本的には増築、改築、大規模な修繕、若しくは模様替え、外観の色彩の変更と形状変更をするような行為、これについては、限度額は300万円ですけれども、助成をするというふうに言っているわけです。

そのほかに、要綱の第2条の2で、その他、都市景観の形成に著しく寄与する行為をしようとするものの中で、市長が特に必要と認めるものという要綱を入れているのです。私は、小樽市でもこういうものを設けていいのではないかと。財源的に、小樽市は結構手厚くて助成額も大きいのですけれども、長崎市は基本的には1項目について200万円が限度なのです。あと、塀とか、石垣とか、いろいろ定めていまして、それに100万円とか200万円がつかますから、合わせたら結構大きい額になるのですけれども、その合わせた金額が最高で300万円以上は助成しませんということをやっているのですね。小樽市も一定の金額を定めてもいいと思いますけれども、今のような項目をつけたときにです。

もう一方では、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例を持っていますね。寄附条例の中では、寄附を求めるに際して、今は増えているようですが、目的を定めてお願いをしているわけですが、その中で、市長が認めるものについてということで、その額が一番大きいのですね。毎年1,000万円ぐらいになっていますけれども、せつかくそういうところがあるのですから、財源としてはそこを使おうと思えば使えますね。今のような文面を、長崎市と同じように、この交付要綱の中に加えたとしても。そうすると、歴史的建造物でなくても、この地区で景観に配慮した改修をしたり、新築された建物には一定額を助成することができるというふうになれば、景観誘導ができるのではないですか。そのくらいのことを考えていかないと、基本的に旧手宮線のいわゆる廃屋になっているようなところを復興して、新たな拠点にするというか、小樽らしい景観をつくり出していくという、民間にお願いするには一定のインセンティブなり誘導策みたいなものが必要だと思いますので、今のようなことで条例に文言を一部加えるということも含めて、もうそろそろ検討していただきたいと思うのですけれども、その点についての考え方を、今の考え方で結構ですけれども、お答えをいただきたいと思います。

○建設部小紙次長

これまでも山口委員からいろいろな御指摘をいただいております良好な景観の形成についてということでございますけれども、私どもも、基本的な考えは全く一緒と思っております、そういう意味で、これまでも答弁させていただいておりますけれども、景観法が制定された後、景観計画を市で作りまして、旧手宮線から海側の部分を小樽歴史景観区域ということで、大きく区域を拡大して良好な景観形成という形で取り組んでいこうという一つの意志を表現したと思っております。

実際に、計画ができたけれども、今度は実務としてどういう形でやっていくかについては、これまでも言われていますように、歴史的建造物については補修とかいろいろな意味でもお金がかかるということで、寄附条例を利用して、何とか財源確保に努めるということで、今、取り組んでおります。新たな建物についてもそういった考えを導入すべきだということで、市のほうとしても、今、課長からも答弁しましたように、過去にはやっておりましたけれども、財政的に厳しいという状況がありまして、一時休止をして、今回、条例改正をした中ではそういう部分が盛り込めていないという状況であります。

委員からもお話がありましたように、寄附条例の中では歴史的建造物の保全についての寄附も集まっておりますし、市長が特に認めるという部分でも集まっておりますけれども、いわゆる助成制度ですから、お金がなくなったらまたやめますということにはなかなかかなりづらい部分がありますし、今、いくら寄附が集まっても、継続していけば少ないお金でも成り立たなくなっていくわけですから、簡単に今の寄附条例を崩していくということにはならないと思います。また、新しい建物、個人の住宅なども含めて、個人の財産に、寄附していただいた方のその寄附をそこにを入れるというのが、本当に寄附された方の願いといえますか、そういうものにも適合しているのかどうかという部分も整理しなければならないと思います。何よりも、本体の歴史的建造物についてもまだまだ助成制度を続けていかなければならないという部分でお金もかかります。さらには、新しい建物にもお金がかかっていけば、今の市の状況の中では、私たちもできれば必要だなという考えはありますけれども、今、早急にそれらの制度を立ち上げるという状況には、まだ残念ながらないのではないかとこのように思っておりますけれども、他都市の事例などもありますので、その辺も今後引き続いて研究してまいりたいというふうに思っております。

○山口委員

大体そういうお話をされると思っていました。

ただ、私も、ない頭を使っていろいろ考えているわけです。理事者の方も考えていないとは言いませんが。

いずれにしても、あそこの環境が変われば、当然、土地利用は変わっていくわけです。一応、先手を打って、上のところまで特別景観形成地区に入れていただいたわけですから、それなりに民間も配慮していただけると思うのですけれども、なにせ民間ですから、何でもいだろうと、基本的に制限がないのですね、ほとんどが。色彩とか

いろいろ言っていますけれども、外壁をどうしなさいとか、形状はどうしなさいとか、何もないわけですから、ある意味では規制はほとんどないのと一緒にですよ。そういう意味で、下手にあそこで土地利用をされると、せつかくの我々の意図が反映されないわけですから、どういうふうにして景観誘導をしていくのかということは、当然、考えていかなければならないわけですね。私は、難しいところもあるけれども、一つの誘導策、一定のそういうふうな施策が要るのかなと思って、今、議論させていただいているわけです。

行政側の考え方というのは、誘導策を一体どういうふうにされようとしているのか、そこが見えてこないわけです。そこをどういうふうに変えるのか、何か制度的にお考えになっているのか、国も絡めた事業として何かやるのか、そこのところはどうもまだ見えてこないわけです。そこのところをどうされるのか、今すぐ答えていただけたらと思いますが、もうお考えになって、議論もさせていただかないといけないのではないかと思いますので、その点について、今後の考え方などをお聞きして、私の質問を終わります。

○建設部長

我々も、旧手宮線を今後どうするかという部分と、それと歴史的なまち並みをどう守っていくかという部分では非常に危機感を持ってやっております。財政的な面で厳しい状況がまだ続く中では、十分な手当てがなかなか難しいというのは現状としてあるわけです。その中でどうしていくかという部分について、今、妙案を持っているわけではありませんけれども、一つは、景観条例等々、我々としては一歩進んだ形でつくったと思っていますので、現実には、いろいろな事業をされる方だとか、そういったところに対する理解を求めていこう、こういうことが一つだろうと思っています。あと、当然、それは事業をやる方ばかりではなくて、市民の皆さんの理解も必要になってきます。民間サイドでは、NPOなどをつくりながらいろいろな建物を守っていこうという動きもありますので、ぜひ、そういったような動きとも連携を図りながらやっていくということがもう一つあると思っています。

いずれにしても、長い歴史を持つ小樽ですので、今まで先人が守ってきたものですから、我々の代で失っていくということに決してならないように、今後ともいろいろな形で、具体的には今は申し上げられませんが、ぜひそういった方向で歴史的な建造物なりまち並みの保全というものを日常的ないろいろな議論の中からも少し深めていきたいというふうに思っております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、成田祐樹委員に移します。

○成田（祐）委員

◎大雨被害の対策について

本会議とここでしか質問ができなくなったので、ほかの会派の皆様も質問していると思うのですが、8月の大雨に対する状況と対策についてお伺いしたいと思います。

今回、冠水した部分で、地形的な要因がそれぞれさまざまあると思うのですが、共通的に何か要因があるのであれば、ぜひそれについてお聞かせ願えますでしょうか。

○（建設）建設事業課長

今回の冠水の共通的な要因ですが、あくまでも想定を超える豪雨で、1時間当たりの降雨量が37.5ミリメートル、これは過去4番目の小樽の記録になっております。それに伴って、土砂やごみが流され、側溝、雨水ます、集水ますを詰まらせ、溢水したものと考えております。

○成田（祐）委員

今、過去4番目という想像を超える降雨だったということなのですが、その部分について、現在の排水基準ではどの程度まで対応できるものか。今、1時間当たりの降雨量をおっしゃいましたが、どのように排水基準が決められているのかということをお答えいただけますでしょうか。

○（建設）建設事業課長

排水の基準ということでございますけれども、我々は道路をつくる際、排水工指針というものを参考に道路の排水を決めております。ここで申しますと、市町村道であれば 3 年確率、降雨強度でございますけれども、22.7 ミリメートルという数字になっております。

○成田（祐）委員

3 年ということになると、要は、今年降って、来年も大雨になって、再来年も大雨になれば、その基準そのものが変わっていったら、排水の部分ももう一度全体的に計画を練り直していかなければならないということになるわけですか。

○（建設）建設事業課長

毎年、仮に大雨が降ればということでございますけれども、私どもが参考にしている数字が、北海道における大雨資料を基に数字を決めております。これは、過去に降った数値を 3 年確率、4 年、5 年、6 年、8 年、10 年、15 年とありますけれども、そういう数字を使っております。その数字につきましては、統計をとる中で、大雨資料の改訂時期が来れば変更されるのではないかと思います。

○成田（祐）委員

突発的な雨で、これから先はどうなるかわからないですけれども、少なくとも天候がここ何年かは不安定だということを考えて、今後はいろいろなことを想定していかなければならないのではないかとこのように思うのです。今回の大雨で雨水が集まりやすい地域が、幾分か把握されたと思うのですが、今後、そういった該当する地域において注意喚起というものを、これは回覧板などソフト的なものは所管外になってしまうと思うので、看板を設置するとか、そういったハード的なもので注意喚起をするというようなことは今後行われていくのでしょうか。

○（建設）建設事業課長

今回の雨で、雨水が集まりやすい箇所、地域での注意の喚起ということでございますけれども、地域的なものもあると思いますけれども、注意の看板、ハザードマップのようなマイクロのものであれば、防災的な要素もありまして、私どももそうですが、防災担当とも話をしながら全庁的な中で協議して考えていきたいと思っております。

○成田（祐）委員

ハザードマップをつくったのはいいけれども、広く配布されていなかったということがあったそうなので、ぜひその辺を含めて話合いを進めていただければと思います。

◎市内のアンダーパスについて

それに関連して、雨水の集まりやすい地域というところに視点を変えたいと思うのですけれども、小樽市内のアンダーパスは幾つありますでしょうか。

○（建設）建設事業課長

市内にあるアンダーパスということでございますけれども、建設部で所管するアンダーパスはございません。しかし、市内で把握している箇所、私どもの所管以外ですが、産業港湾部で所管している中央埠頭線のアンダーパス、北海道が管理する道道天神南小樽停車場線のアンダーパスの 2 か所があると聞いております。

○成田（祐）委員

参考までに、はれるや食堂の前のところの J R の高架下ですが、あれはアンダーパスに入らないという扱いでよろしいですか。

○（建設）建設事業課長

市道高商通線の国道の付近、J R の下なのでございますけれども、私どもは、平面交差で、J R と道路、道路と道路、どちらかがアンダーで交差して下をくぐっている部分をアンダーパスと言っております。はれるや食堂の前につきましても、もともと地形上、今の J R がなかったときもああいう状況であったという中で、J R の連立立体交差事業

でその上を通った状況になっておりまして、私どもはアンダーパスとしては認識しておりません。ただ、一番低いところに雨水排水が入っているのですけれども、あれにつきましては自然流下で於古発川まで流れるようになっていきます。

○成田（祐）委員

建設部所管のところはないということなので、あまり深くは突っ込めないのですが、本州などでは、よくアンダーパスのところは、信号がついていたり、中には遮断機があったり、信号というのも、赤、青、緑の一般の車道と同じ信号がついていたりするところもあって、非常に水がたまりやすいという部分とか、危険性を前もってお知らせしているところもあります。今後、本市もそういった対策を産業港湾部を含めて行っていくのか、特に、先ほどおっしゃった臨港線から入っていくアンダーパスは見通しが暗いですね。入ったはいいけれども、中がじゃぶじゃぶで出られなくなることもないとは言えないと思うので、ぜひそういった対応策をとっていただければと思うのですが、答弁できますでしょうか。

○（建設）建設事業課長

この件につきましては、道道につきましては、私どもであそこを通りまして、注意の看板がついていました。信号についてはちょっとわかりませんが、中央埠頭線につきましては、産業港湾部に確認しましたら、現在、注意の看板がないという状況なのですけれども、今年度中に冠水注意喚起の看板を設置すると聞いております。

○成田（祐）委員

あわせてもう一つ聞きたいのですが、ほとんど国道 5 号沿いなので国の所管かと思うのですが、市保有の地下歩道はないですね。

○建設部飯田次長

富岡から国道 5 号に出るところですね。一般的な地下歩道ではないですけれども、砂留に階段でおりていく部分があります。

○成田（祐）委員

大した水がたまるというようなところではないですね。

（「この間は、たまらなかつたでしょう」と呼ぶ者あり）

今、山口委員から報告がありましたけれども、最終的に何が言いたいかというと、そのアンダーパスと地下歩道を含めて、やはり雨水が集約しやすいところをもう一回、再調査していただいて、その部分に係る公共事業というのは、市民の皆さんは反対しないと思うのですよ。このように気候が変わってきて小樽市が対応できなくなった、もうしょうがない、こういうふうにならなるとなれば、市民の皆さんもその公共事業はしょうがないね、かかってもいいという方のほうが多いと思うので、財政的なものも踏まえながら、ぜひ、そういったことも今後お願いしたいと思います。

最後にそれだけ、見解を聞かせていただいてもよろしいでしょうか。

○建設部長

今回の災害に合わせて、全市的にはいろいろな箇所でいろいろな問題を抱えているところがあります。特に、最近、全国的にもアンダーパス等々が水没していろいろな被害が出ている状況です。本市は、数的には少ないですけれども、各管理者ともども、我々も注意しながら、どこでどんな災害が起こるかわかりませんので、そういう部分では十分注意しながら対策を進めていきたいというふうに思っております。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 6 分

再開 午後 4 時 30 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、古沢委員。

○古沢委員

陳情第1173号及び継続審査中の案件について、いずれも願意妥当につき、採択を求めます。

継続審査中の案件については、これまで繰り返し述べておりますから、今回出された陳情第1173号について簡潔に触れたいと思います。

平成12年4月1日に施行された地方分権一括法によって、法定外公共物のうち、現に機能を有しているもの、つまり、道路、水路ですが、これについては地域住民に密着する市町村において維持・管理していくことになりました。

これに該当する道路、水路は全国的に見れば約4,300平方キロメートル、山梨県の面積に匹敵するものであります。

本市においては、平成13年以降、934本の道路、680の河川が無償で国から譲与されています。本件陳情にかかわる道路は、そのうちの1本であります。

譲与を受けるに当たって、小樽市の態度は、現状維持を原則基本にするといたしました。果たしてこれが地域密着の自治体としてあるべき姿なのか。本件はそのことを問うことにもなりました。道路をしっかりと管理してほしい、水が流れ込まないようにしてほしい、こうした願意、要望はぜいたくな要求だとだれが言えるでしょうか。願意は極めて妥当であります。

よって、採択を求めたいと思います。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより採決いたします。

陳情第1号、第246号、第644号、第1143号、第1154号、第1167号及び第1173号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。

よって、継続審査と決定いたします。

本日は、これをもって散会いたします。